

令和 7 年 度

水 質 検 査 計 画

伊奈町水道事業

令和 7 年度 伊奈町水道事業水質検査計画

1. 基本方針

伊奈町上下水道課では、定期的に水質検査を実施しています。
このたび、令和 7 年度の水質検査計画を策定しました。水質検査計画とは、安全で良質な水を受給者に供給するとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、検査地点・検査項目・検査回数などを取りまとめたものです。水質検査計画に基づき水質検査の内容や検査の体制、並びに、水道水が安全で良質であることをご理解いただけるよう、検査結果の公表を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水区域 伊奈町

給水状況（令和 5 年度決算）

区分	内容
給水人口	44,953 人
総水世帯数	18,671 戸
普及率	99.8%
年間総配水量	4,818,504 m ³
1 日最大配水量	14,516 m ³ （5 月 16 日）
1 日平均配水量	13,167 m ³

(2) 水源の名称

ア 県水 埼玉県水道用水供給事業より受水

イ 自己水 地下水 深井戸 1 ～ 7 号取水井

(3) 浄・配水場の概要

ア 伊奈町浄水場 中央5丁目5番地 水源（自己水）

イ 伊奈町配水場 小室5048 水源（県水）

浄水場と配水場は市街地にあり、浄水場は急速ろ過装置を有し、除鉄、除マンガン処理を行っています。

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

(1) 浄水

令和4年度から令和6年度までの浄水の水質検査の結果からは特に水質が悪化した兆候はなく、水質基準を超えて飲用不可になったことはありません。

(2) 原水

水質が悪化した兆候はありませんが、鉄及びその化合物やマンガン及びその化合物 硬度 蒸発残留物等がありますので、これらについては今後も監視を続け適正な処理に努めていきます。

4. 水質検査

(1) 採水地点

ア 浄水

浄1＝伊奈町浄水場	中央5丁目5番地
浄2＝伊奈町配水場	小室5048番地
浄3＝中島児童公園	栄2丁目88番地
浄4＝宮前児童公園	寿1丁目430番地
浄5＝きんもくせい公園	西小針4丁目207番地1
浄6＝東田児童公園	栄6丁目146番地

イ 原水

原1＝取水1号井	中央5丁目5番地
原2＝取水2号井	小室5169番地3
原3＝取水3号井	中央2丁目57番地
原4＝取水4号井	中央3丁目275番地
原5＝取水5号井	学園2丁目207番地
原6＝取水6号井	小室8203番地
原7＝取水7号井	小室6407番地3
原8＝取水1～7号水源	中央5丁目5番地

(2) 水質検査を行う項目

- ア 浄水の項目 別紙 1 ・ 3 参照
- イ 原水の項目 別紙 2 参照

(3) 採水頻度

水質基準項目は、水道法第 4 条に基づいた水質基準に関する省令に定められています。この省令は逐次改正方式がとられており毎年見直しがされております。伊奈町ではこれらを満足するよう検査を実施します。

(別紙 1)

水質基準項目以外においては、検査義務ではありませんが、水道事業の責務である「安全な水道水の供給」の観点から、必要と判断される範囲内において水質検査を実施します。(別紙 2 ・ 3)

5. 臨時の水質検査

- (1) 水源の水質に異常があったとき。
- (2) 給水区域及びその周辺で消化器系伝染病が流行しているとき。
- (3) 浄水行程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

(1) 毎日検査

色度・濁度・味・臭気・残留塩素については委託により、浄水場および配水場において検査を行い、末端給水栓は自動水質監視装置（中島児童公園・きんもくせい公園）により、色度・濁度・残留塩素の検査を行い、記録に残すこととします。

(2) 委託検査を行う項目

定期及び臨時の水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託します。

定期の水質検査は、試料採取を含めた委託とします。試料の採取は厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、12時間以内に検査が開始出来るよう保冷して検査機関まで運搬します。

臨時検査については、状況に応じて自己採取または委託水質検査機関による採取とします。自己採取の場合でも厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、12時間以内に検査が開始出来るよう保冷して検査機関まで運搬するか、検査機関に引き渡します。

検査の実施状況は、検査の記録やデータなどにより確認します。また、水質検査に関する品質管理の認証状況などを確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入りなどを実施します。

7. 水質検査結果の評価

検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

8. 水質検査の精度と信頼性保証

検査結果の信頼性を確保するため、委託先の精度管理の情報を収集し、信頼性の確保に努めます。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果は町ホームページで公表します。